

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

重複

この例のように、異なる検定種目にかかる工事の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >

となります。

注：建築施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

建築工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、元請会社が電気工事業の建設業許可を受けており、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 実務経験証明書の作成について

新規受験申込者は、受検資格証明にあたって、P18～21の記入例に従い、**A**票と**B**票を作成してください。特に**B**票は、受検資格を満たす実務経験を有することを、勤務先の代表者が証明するための最も重要な書類です。

実務経験証明書の証明欄、実務経験、指導監督の実務経験、実務経験証明にあたってのチェックリストを適正に作成し、よく確認のうえ、正しい内容にて証明する必要があります。

B票実務経験証明書において、適正な受検資格が認められない場合は受験できません。

誤記入防止のため、鉛筆で下書きを行ってから黒色ボールペンで清書することをお勧めします。消せるボールペンは使用しないでください。

実務経験の証明が必要な受検資格(受検資格の区分イ～ハ)の方が、実務経験証明書の**B-2**、**B-3**を無記載の受験申請書を提出した場合は、受験申請を無効とします。

(1) **B-2** 建築施工管理に関する実務経験欄の作成

P18～21記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ① 工事種別・工事内容はP6[表Ⅰ]から該当するものを選んでください。
- ② 従事した立場は、P6[表Ⅱ]から該当するものを選んでください。
- ③ 勤務先ごとに記入してください。転職等による勤務先変更、部署や従事した立場が変わった場合は、改行してください。
- ④ 今までのすべての実務経験を記載する必要はありません。受検資格を満たす年数を記載してあれば結構です。

(2) B-3 指導監督の実務経験の内容の作成

P18～21記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ①指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- ②受検資格を満たすためには、B-2の実務経験年数に1年以上の指導監督の実務経験が含まれていることが必要です。B-2から指導監督の実務経験を現場ごとに抜き出してB-3を作成してください。
- ③工事種別・工事内容はP6の[表I]から該当するものを選んでください。
- ④『あなたが担当した業務の内容』欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

(3) B 票裏面：実務経験証明にあたってのチェックリストの作成

受検申請者と実務経験の証明者は、B票のB-2、B-3作成後、B票裏面にある「実務経験証明にあたってのチェックリスト」により、記載内容の確認を行ってください。すべてのチェック項目について間違いなく正しく記載してあることを確認し、確認済みの✓印を付してください。

なお、『証明者チェック』は、証明者ご自身または証明者の代理たる立場の方が行ってください。証明者の代理たる立場とは、受検申請者に対する人事権を有する立場に限ります。

『証明者チェック』を行った方は、チェックリストの下にある記入欄へ、所属部署名、役職名、氏名、連絡先電話番号を記入してください。証明者自身が行った場合、証明者の代理たる立場の方が行った場合とも記入が必要です。

実務経験証明書の内容に疑義が生じた場合には、証明者(またはその代理たる立場の方)へ試験実施機関または国土交通省より内容を照会させていただく場合があります。

(4) B-1 実務経験証明書の証明欄について

①証明について

B-2～B-3を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先の代表者に証明いただくものです。証明がない場合は、受験できません。

実務経験の証明者の方は、受験申込者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目との重複が無いか等、B票裏面にある実務経験証明にあたってのチェックリストにより記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、B-1 証明者欄に

- ・会社または事業所名
- ・所在地
- ・役職名
- ・氏名

を記載してください。

試験実施機関ならびに国土交通省は、B-2およびB-3に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実と相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者(またはその代理たる立場の方)に対して内容を照会させていただく場合があります。

注意事項

証明されている内容が事実と相違していることが判明した場合は、合格および受検実績が取り消されることがあります。また、虚偽の内容で証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法に基づき処分・告発の対象となり得ます。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

②証明者について

- ・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長)も認められます。

- ・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

- ・受検申請者自身が代表者(経営者)である場合

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者の関係欄には「本人」と記入してください。受検申請者自身が代表者であることの確認資料として、名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください。

注 証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

4. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。

(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

5. 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について

(1)「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」とは

主任技術者の要件を満たした後^{*1}、専任の監理技術者又は特例監理技術者(以下、専任の監理技術者等)の配置が必要な工事に配置され、専任の監理技術者等の指導を受けた2年以上の実務経験を指します。該当する場合は、P2の受検資格のうち(注3)印のついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。

「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」は、下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った工事である。(下請負人として実施した工事は該当しません)
- 専任の監理技術者^{*2}又は特例監理技術者^{*3}の配置が必要な工事である。
- 受験者と指導を行った専任の監理技術者等は、同一会社に所属している。

※1 ここでいう主任技術者の要件は次のいずれかです。

- ・高等学校、専門学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験
- ・2級建築施工管理技士を取得

※2 専任の監理技術者

- ・監理技術者…発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となる工事の場合は、監理技術者を配置しなければなりません。
- ・専任とは……工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもので、①国、地方自治体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校、デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事には、専任(他の工事現場との兼務は不可)で配置しなければなりません[個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります]。

※3 特例監理技術者

上記の専任の監理技術者について、主任技術者要件を満たす1級建築施工管理技士補を監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置する場合には、二つまでの工事現場の監理技術者を兼務できるとされています。このときの監理技術者を特例監理技術者と称します。